

# アダム・スミスにおける、 「フェアプレーの侵犯」 それへの「憤慨」の論理

原田 哲史 教授 (社会思想史)

「経済学の父」アダム・スミス(1723~90年)は、『国富論』(1776年)以前に、より包括的な彼の思想を『道徳感情論 The Theory of Moral Sentiments』(1759年)で表明している。当時“moral”は社会のルール一般を、“sentiments”は感情一般を意味していたから、そこでは、『国富論』のベースとなる彼の社会哲学・社会心理学が示されている。

スミスはたしかに自由な競合による均衡・調和と富裕化を説いたが、何でもかんでも自由放任と言うのではなく、利己心から出発しても「フェアプレー」での競合・競争ができるようにしておかないとダメだ、でも、どういう関係においてそれが可能か、ということを追っていた。その点は有名な『国富論』のみならず、『道徳感情論』からすでにそうである。

『道徳感情論』では「競争race」が大いに推奨されるが、「観察者」から見て、そこで「フェアプレーの侵犯」が生じたと思われるときに生ずる「憤慨resentment」は良い作用をするものとして捉えられている。

『道徳感情論』の2か所を見てみよう。

「富と名誉と出世をめざす競争において、彼はすべての競争者を追い抜くために、できる限り力走してもいいし、あらゆる神経、あらゆる筋肉を緊張させていい。しかし、彼がもし、競争相手のうちの誰かを押しつけたり投げ倒したりするならば、観察者たち [見物人たち] spectatorsの寛容は完全に終了する。それはフェアプレーの侵犯violation of fair playであって、彼らが許しえないことなのである。この相手 [やられた相手] は、彼らにとっては、あらゆる点で彼と同じ程度に善良なのであり、だから彼らは、これほど極端に自分を優先する彼 [加害者] の自愛心self-love に入り込まない [同感しない] のである。[...] したがって彼らは躊躇なく、侵害されたものの自然の憤慨natural resentmentに同感しsympathize、加害者は、彼らの憎悪の対象となる。」(1976年版p.83; 水田訳(上)、p.217-218)

この箇所は、アメフトの悪質タックル問題との関連で説明したことがある。周りで見ている人たちが(その場合は動画の視聴者も)不正を見付けて、それに対して「憤慨」して、加害者を「憎悪の対象」とすることは、公正な競合・競争のためには、まっとうなことのである。

「憤慨」が見られる『道徳感情論』のもうひとつの箇所。

「中立的な観察者impartial spectatorの目には、企てられた不正injustice、あるいは実際に

---

侵された不正に対する適切な憤慨resentmentだけが、我々がなんらかの点で我々の隣人の幸福を害したり妨げたりするのを正当化しうる唯一の動機 only motiveである。他のどんな動機からでもそうすることは、それ自体が正義の諸法の侵犯であって、それを抑制あるいは処罰するために、それらの諸法が使用されなければならないけれども。」(1976年版p.218; 水田訳(下)、p.108)

そうした「不正」への「憤慨」をスミスがかなり重視していることが、この文章から読み取れる。たとえ「我々の隣人」に対してであっても、その「隣人」が「不正」によって「幸福」にすぎしているのであれば、私たちは「不正」への「憤慨」を表明してもいい。その表明によってその隣人の「幸福を害したり妨げたりしても」それはかまわない。いや、普通は隣人の幸福を汚してはいけないが、そうした場合にだけ人の「幸福を害したり妨げたりするのを正当化しうる」のだ、その「唯一の動機」がそれだ！とまでスミスは言っている。

つまり、そうした「憤慨」を出すことによって、「不正」を是正し、社会の公正な競争を維持することができる、とスミスは考えていた。

ここでは、現実の何かの例で言う余裕はないが、有名なスミスの論理として、皆さんで自分の・現実の場でどんなときにそれが当てはまるか、参考にしてみてください。大づかみに言えば、そうしたとき「けしからん！この人、明らかに不正している！」と「憤慨」を表明してもいいのである。ただ、それでもってその人をどの程度「不幸」にしてもいいのか、いつ・どこでその「憤慨」を出すべきか、これらについてはどのつど考える必要があるだろうけれども。